

名古屋市屋外広告物条例 抜粋

(登録の拒否)

第19条 市長は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第17条第1項の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- (1) 第29条第1項の規定により登録を取り消され、その処分の日から2年を経過しない者
- (2) 屋外広告業を営む法人が第29条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分の日前30日以内にその法人の役員であった者でその処分の日から2年を経過しないもの
- (3) 第29条第1項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- (4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (5) 屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
- (6) 法人でその役員のうち第1号から第4号までのいずれかに該当する者があるもの
- (7) 第17条第1項第2号の営業所ごとに業務主任者を選任していない者